

「県立観音崎公園(たたら浜園地)におけるPark-PFI事業」公募設置等指針に係る質問・回答

番号	質問箇所、質問項目	質問内容	回答
1	公募設置等指針 1. 事業の概要 (4) 事業の期間	認定計画の認定の有効期間が10年以上の場合 は、公募対象公園施設の整備工事着手から10年以 内とし、認定計画提出者は、設置管理許可期間の 終了前に認定計画の認定の有効期間の設置管理許 可の更新（原則として1回の更新許可）を申請 し、とありますが、更新が許可されない場合とし て、想定していることは何でしょうか？	認定計画の認定の有効期間が工事着手から20年以内である ことに対して、設置等の許可の期間は都市公園法第5条第3 項に基づき10年をこえることができないため、工事着手から 10年以内で、設置等許可の更新をしていただくこととしてい ます。 したがって、更新が許可されない場合は想定していませ ん。
2	公募設置等指針 1. 事業の概要 (7) 事業の流れ ⑤特定公園施設の建設及び譲渡	建設後、当該特定公園施設は県に無償譲渡する ものとなります。とありますが、譲渡後の資産管理 (修繕等)は県になるのでしょうか？	特定公園施設の範囲については、都市公園法第5条第1に 基づく管理許可により、管理を行っていただきます。なお、 当該特定公園施設の範囲にある施設の修繕等につきましては は、費用を含めて認定計画提出者の負担となります。
3	公募設置等指針 2. 公募対象公園施設等の設置等に関 する事項 (5)都市公園の環境の維持及び向上措 置を図るための清掃その他の措置 ③特定公園施設の管理・運営	施設管理 建物管理の管理基準で所要の目的が 果たせるよう小規模な補修を行い、適正に管理さ れていること。とありますが、小規模な補修の範 囲をご教示ください。	破損等があった施設について、利用者が安全・安心して利 用できるように、補修をしていただくことを想定していま す。
4	公募設置等指針 3. 公募の実施に関する事項等 (1)公募への参加資格 ②応募者の資格	応募グループで応募する場合、法人数の上限があ るかご教示ください。	応募グループの法人数について、上限はありません。
5	公募設置等指針 3. 公募の実施に関する事項等 (1)公募への参加資格 ②応募者の資格	過去10年以内に類似の業務を行う施設での管理 運営実績を有することと定めてありますが、応募 グループで応募する場合、代表法人のみまたは構 成法人のみなどグループの法人1社が条件を有し ていれば条件をみたしていると解釈でよろしいで しょうか。	グループで応募される場合の過去10年以内の類似実績につ いては、代表法人または構成法人のうち、少なくとも1社が 条件を有していることが必要です。
6	公募設置等指針 3. 公募の実施に関する事項等 (3)情報提供	駐車場の年間収支（売上等）とトイレの年間経 費（修繕費等）をご教示ください。	平成21年度から平成24年度までの年間駐車場収入について は、公募指針3-(3)-② 提供資料「平成27年度からの神奈川 県立都市公園指定管理者募集要項」をご確認ください。な お、当該駐車場収入は公園全体となっています。 また、第6駐車場のみの収入及びトイレの年間経費につ いて、当該公園の指定管理者のノウハウ等の情報を含むことか ら公表していません。

番号	質問箇所、質問項目	質問内容	回答
7	公募設置等指針 4. 公募の手続きに関する事項等 (2)応募手続き ②公募設置等指針に対する質問及び回答	質問の回答期限は令和元年11月22日から12月27日までとなっておりますが、質問に対して随時電子メールでご返信いただけるという認識で宜しいでしょうか。	いただいた質問については、概ね1週間以内で、電子メールにより回答します。
8	公募設置等指針 4. 公募の手続きに関する事項等 (2)応募手続き ②公募設置等指針に対する質問及び回答	主な質問事項について、県都市公園課のホームページに掲載します。とありますが、質問すべて掲載ということではないと考えてよろしいでしょうか。また掲載する・しないの判断はどのようにされるのでしょうか。	基本的に、いただいた質問は、回答を添付してホームページに掲載することとしています。ただし、質問者の個別の内容やノウハウが含まれる質問については、掲載を控えさせていただきます。
9	公募設置等指針 4. 公募の手続きに関する事項等 (2)応募手続き ③参加登録	参加登録の受付期間が12月13日(金)までとなっておりますが、質問書受付終了の1週間前となっておりますが、質問書回答前に参加登録をし、12月13日(金)以降、質問書の回答内容によっては、参加辞退することは可能でしょうか？可能な場合、その手続き方法をご教示ください。	参加登録の申込み後、参加辞退をすることは可能です。 県都市公園課のホームページ (https://www.pref.kanagawa.jp/docs/tu5/ppfikoubo.html) から、電子申請システムにより、「(様式6) 応募辞退届」を提出してください。
10	公募設置等指針 4. 公募の手続きに関する事項等 ④公募設置等の関係書類の提出 【公募設置等計画等意事項】	関係法令及び条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行ったうえでとありますが、関係機関とありますが、関係機関とはどこを指すのか、また必要な協議確認とは具体的にどのようなことかご教示ください。	事業内容・規模等により異なるので、一概には言えませんが、当該箇所でご提案される事業を行ううえで、適用される各関係法令及び条例に基づき、当該法令等を所管する機関に確認、協議を行ってください。 また、必要な協議確認とは、ご提案いただく事業が、当該箇所で開催可能なことを確認していただくことを想定しており、最終的な協議までは求めておりません。
11	(様式5-1) (1)事業の概要 ②応募法人の役割分担	出資割合を示してください。とありますが、代表法人となる制約(出資割合など)はありますか？	出資割合による代表法人の制約はありません。公募設置等計画の評価を行う際の、評価項目「事業の実施体制」を評価するための資料にさせていただきます。
12	公募設置等計画等の関係書類一覧 4. (1)⑥ (様式5-1)	盛土や基盤正整を行った場合、こちらも原状回復する必要があるのでしょうか。 また、植栽等を伐採又は移植を行った際も同等の樹木の植栽、再移植等を行い原状回復する必要があるのでしょうか。	原則として、都市公園法第10条に基づき、現状に回復していただくこととなりますが、原状に回復することが不適当な場合はこの限りではありません。 原状回復の必要性については、提出していただく公募設置等計画により異なりますので、計画の認定時に、県と公募設置等予定者との協議により決定します。
13	公募設置等計画等の関係書類一覧 4. (8) (様式5-8)各施設の収支想定	特定公園施設の維持管理において、インフラ施設を整備した場合の水光熱費は指定管理者の負担という解釈でよろしいでしょうか。	本指針では、特定公園施設について、公募対象公園施設と一体で管理していただくこととされていますので、特定公園施設の光熱水費についても公募対象公園施設と同様に、認定計画提出者が負担していただきます。

番号	質問箇所、質問項目	質問内容	回答
14	公募設置等計画等の関係書類一覧 4. (8) (様式5-8)各施設の収支想定	所用の目的が果たされるような小規模な補修を行い、適切に維持管理を行うと記載されておりますが、設置管理許可期間に故障や損傷が発生し大規模な修繕が発生した場合は、施設所有者（神奈川県）の負担により修繕を行うという解釈でよろしいでしょうか。	質問に記載されている内容は管理水準であり、施設の修繕等については、本指針「4-(8)-① リスク分担」に記載のとおり、認定計画提出者が行っていただきます。 ただし、特定公園施設の区域に含まれた施設について、大規模災害や施設の老朽化など、日常の維持管理では対応できない程度の改修については、県と認定計画提出者の協議事項とします。
15	公募設置等計画等の関係書類一覧 2. 応募制限関連書類	応募グループは代表法人及び構成法人の全てについて提出と記載されていますが、当グループは代表法人・構成法人に加え、施設運営の一部を委託する企業を協力企業として協定を結ぶ予定となっております。この場合、協力企業についても2. (1)～(6)の書類提出を求められるのでしょうか。	応募グループの一員として、当該事業の企画や経営への関与が認められる場合、公募指針2. (1)～(6)の書類提出が必要となります。 したがって、業務の一部を委託する協力企業については、書類の提出を求めています。
16	公募設置等計画等の関係書類一覧 3. (1)提案施設と類似の業務を行う施設での管理運営の実績を証する書類	類似の業務を行う施設での管理運営の実績を証する書類とは、類似業務で使用しているパンフレットやチラシ、プレスリリース、新聞記事等の提出でよろしいでしょうか。	公的機関が発行した営業許可証の写し又は会社法435条第2項に基づく事業報告等を提出してください。なお、事業報告の場合は、実績に関する記載箇所が分かるようにしてください。